

木材利用システム研究会著作権規程

(2018年9月26日理事会承認)

(目的)

第1条 本規程は、木材利用システム研究会（以下、「当研究会」という。）が発行する木材利用システム研究（以下、「出版物」という。）に投稿される論文等（当研究会の依頼によって投稿されるものを含む。以下同じ。）に関する著作権の帰属および著作物の利用等について規定することを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 当研究会の論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第27条〔翻訳権、翻案権等〕および第28条〔二次的著作物の利用に関する原著者の権利〕に規定する権利を含む。以下同じ。）は、当研究会に最終原稿が投稿された時点から当研究会に帰属する。

2. 特別な事情により、前項にしたがって当研究会に著作権を帰属させることができない場合、著作者は投稿時にその旨を当研究会に文書にて申し出る。その場合の著作権の扱いについては、著作者と当研究会の間で協議の上決定する。

3. 論文等が当研究会の出版物に掲載されないことが決定した場合、当研究会は当該論文等の著作権を元の著作者者に返還する。

(著作者人格権の不行使)

第3条 著作者は、以下の各号に該当する場合、当研究会および当研究会が許諾する者に対して、日本国著作権法第18条〔公表権〕、第19条〔氏名表示権〕及び第20条〔同一性保持権〕を行使しない。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 論文等の配布および保存の方法の変更に伴う改変
- (3) 概要または一部分のみを抽出して利用することに伴う改変

(第三者への利用許諾)

第4条 第三者から当研究会に対して、当研究会が著作権を有する論文等に関する利用許諾の要請があった場合、当研究会の常任会は、当該要請の目的、用途等に基づき協議し、当研究会会長が当該要請の諾否を決定する。

2. 当研究会が必要と判断した場合、著作権使用料を請求することができる。
3. 第三者からの利用許諾申請受付および事務手続きは、当研究会事務局がこれにあたる。

(著作者による著作物の利用)

第5条 当研究会が著作権を有する論文等の著作者は、当研究会に事前に申し出を行った上、当研究会の指示する条件に従って、当該著作物を利用することができる。

2. 第1項にかかわらず、以下の各号に該当する場合、著作者は、当該著作物を、当研究会への事前の申し出を行わずに利用することができる。

- (1) 当研究会の出版物の発行後、当該著作物を、著作者または著作者が所属する組織のウェブページ等において営利を目的とせずに掲載する場合
 - (2) 著作者が、研究または教育のため、その他営利を目的とせずに複製する場合
3. 著作者は、前二項に基づき著作物を利用する場合、当該著作物またはその他の適切な場所に出典を明記しなければならないが、前項1号の場合は、出典に加え、当該著作物の著作権が当研究会に帰属する旨および当研究会に無断での複製等の利用行為は著作権法で禁止されている旨を明記しなければならない。

4. 著作者が著作権の返還を当研究会に申請した場合において、当研究会がその申請が正当な理由によるものと認めるときは、当研究会は、著作権を元の著作者者に返還する。その場合、当研究会は、当該著作物につき、著作権返還後も、当研究会の出版物への掲載その他合理的な範囲の利

用行為を継続して行うことができる。

(企業会員および団体会員による著作物利用の特例)

第6条 当研究会の企業会員および団体会員は、当研究会が著作権を有する論文等を、会員組織に所属する人員に対する教育、研修、その他情報共有に供する場合のみ、複製し、配布することができる。この場合に限り、第4条の規定は適用されず、当研究会に対する利用許諾申請は免除される。

(例外的取扱い)

第7条 当研究会と他の学会等が共催する事業活動に投稿される場合等において、投稿される論文等の著作権につき別段の取決めがある場合は、当該取決めが本規程に優先する。

(著作権侵害および紛争処理)

第8条 当研究会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害または侵害の疑いがあった場合、当研究会と著作者が対応について協議し解決を図る。

2. 当研究会の出版物に投稿される論文等の内容に関して、第三者から著作権侵害、名誉毀損等の主張がなされ紛争が生じた場合は、当該論文等の著作者が一切の責任を負い、当研究会に損害を被らせない。

付 則

1. 本規程に改訂の必要が生じた場合、理事会の承認を得て変更することができる。

2. 本規程制定日より前に投稿された論文等についても、著作権者から別段の申し出があった場合を除き、当研究会に著作権が帰属するものとし、著作物の利用等その他の事項についても本規程に従い取り扱う。